

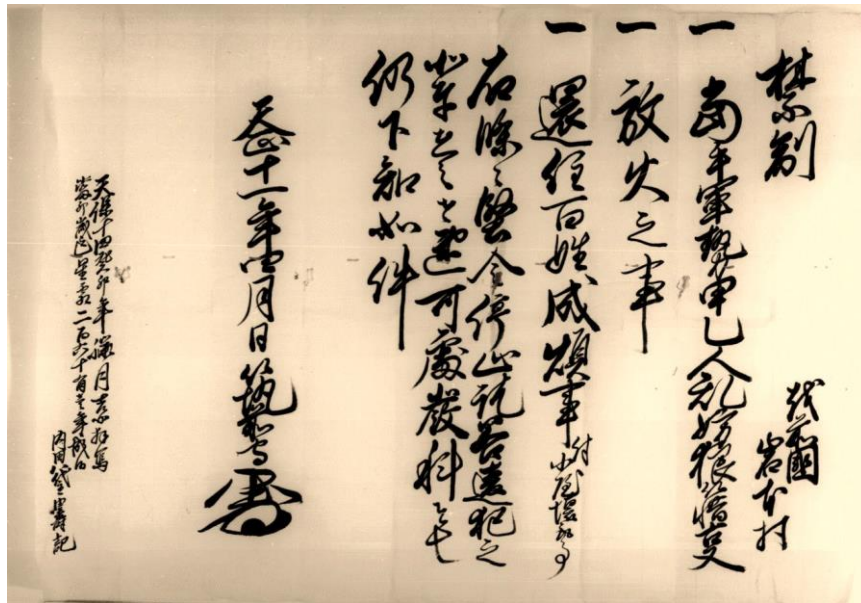
ふくいのアークाइブズを 活用した教材集



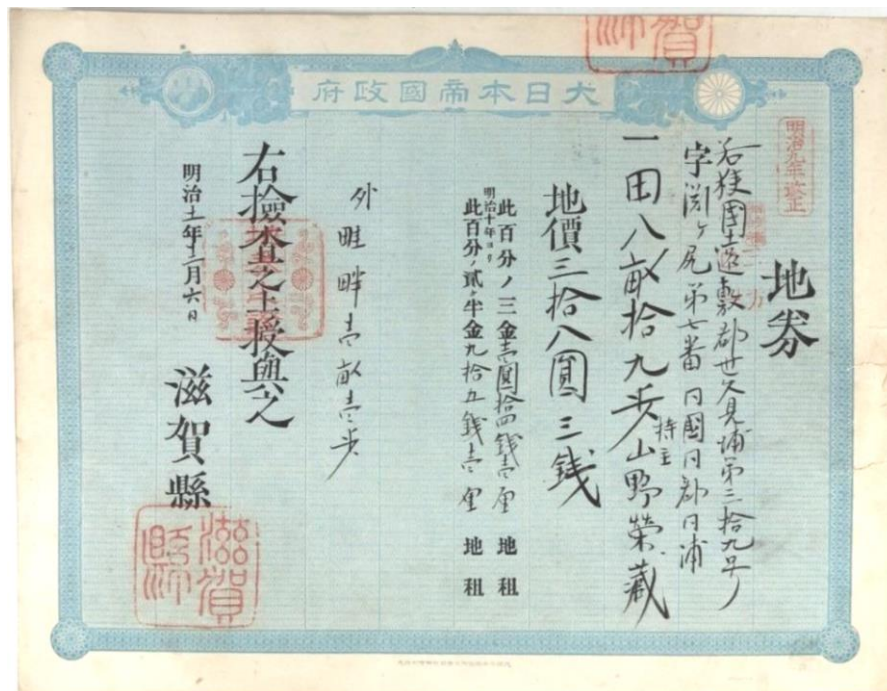
▲松平文庫「越前国之図」（福井県文書館保管）【教材6】

編集 福井県文書館

こんな資料が教材として活用されています(一例)



▲内田吉左衛門家文書「豊臣秀吉禁制状写」【教材2】（※教材としては書き下し文を使用）



▲桜井市兵衛家文書「地券（田）」【教材7】

この他にもたくさんの福井県のアーカイブズ（記録資料）が教材として活用されています！



ふくいのアーカイブズを活用した教材集

はじめに

この教材集は、福井県文書館が日本史授業研究会^{注)}の協力を得て編集したものです。当館ウェブサイトで公開している「[学校向けアーカイブズガイド](#)」を参考に、8名の教員の協力のもと作成しました。



教材集を通して福井県のアーカイブズ（記録資料）への関心を高めるとともに、多様な資料の読解により思考力・判断力を養ってもらうことを目標としています。

注) 福井県高等学校社会科研究会の自主研究グループ

使い方

- ・任意の教材タイトルをクリックして、該当ページにジャンプしてください。
- ・単元は山川出版社『日本史探究 詳説日本史』（令和5年発行）に対応しています。
- ・各教材の1ページ目には「資料」と「問い」が、2ページ目には「解答例」と「この資料から学んでほしいこと」が記載されています。1ページ目を生徒用として、2ページ目を教員用としてご利用ください。必要な資料や問いだけを取り出して利用することもできます。
- ・資料の詳しい解説や参考文献等を知りたい場合は、各教材の2ページ目「[アーカイブズガイドはこちら!](#)」をご覧ください。

教材一覧 ※タイトルをクリックすると該当ページにジャンプします。  アイコンはタブレットの使用を推奨しています。

| No | 教材タイトル | 単元（項） | キーワード |
|----|--|--------------------------------|--------------------------|
| 1 | 戦国大名の統治のコツ | 戦国大名の登場 | 朝倉孝景 朝倉義景 柴田勝家 一乗谷 |
| 2 | 戦国時代の村はどのように安全を確保したか | 戦国大名の登場 織豊政権（豊臣秀吉の全国統一） | 豊臣秀吉 戦国大名 |
| 3 | 宗門改帳を読む | 幕藩体制の成立（禁教と寺社） | 宗門改帳 |
| 4 | 年貢割付状を読む | 幕藩体制の構造（村と百姓） | 村請制 年貢 |
| 5 | 江戸時代のパスポート | 幕藩社会の構造（村と百姓） 化政文化（民主文化の成熟） | 往来手形 寺請制度 寺社参詣 |
| 6 | 江戸時代の国絵図と宿駅  | 経済の発展（交通の整備と発達） | 近世の交通 宿駅 国絵図 越前国 |
| 7 | 地券から歴史を探る | 明治維新と富国強兵（地租改正） | 地租改正 地券 地主 福井県の成立 |
| 8 | 昭和初期のふくいの観光マップ  | 市民生活の変容と大衆文化（都市化の進展と市民生活） | 市民生活 大衆文化 |
| 9 | 日中戦争従軍兵の日記 | 第二次世界大戦（日中戦争） | 日中戦争 |
| 10 | 戦時国債からみる国民経済 | 占領と改革（生活の混乱と大衆運動の高揚） | 戦時国債 金融緊急措置令 ハイパーインフレ |

教材1 「戦国大名の統治のコツ」

単元：戦国大名の登場

キーワード：朝倉孝景 朝倉義景 柴田勝家 一乗谷

【資料1】 ※資料1～3は原文を現代語に直した。

第四条

名刀をむやみに購入してはならない。なぜなら一人に一万疋^{ひき}の値段の太刀を持たせたとしても、百疋の値段^{やり}の鎧^{ちよう}を持った百人にはかなうはずがないからだ。百疋の鎧を百挺購入して百人に持たせると、一方は防ぐことができるにちがいない。

第十五条

朝倉の館^{やかた}以外に国内に城郭を造らせてはならない。所領をもつ有力家臣はみな、一乗谷に引越し、郷村には代官・百姓等だけを置くこと。

(松平文庫「朝倉家之拾七ヶ条^①」)

【資料2】

先月二十六日の近江国堅田^{からめてぐち}の搦手口の合戦^②の際、敵の首を一つ討ち取ったことは、忠節を尽くし殊勝^{しゆしょう}なことである。さらに軍功をたてられるよう励みなさい、以上。

(元亀元年) 十二月十三日 (義景花押)

新開源七殿^{しびらきげんしち}

(片岡五郎兵衛家文書「朝倉義景感状」)

【資料3】

知行分二百石のことは、重ねて朱印状の通り、王見郷宮森村^{おうみごう}^③で検地をした上で、田畑員数に相当する分を領知しなさい。ただし山林野川などは諸給人並とすること、以上。

天正五年 四月七日 勝家 (花押)

新開一衛門尉殿^{しびらきいちゑもんじゆう}

(片岡五郎兵衛家文書「柴田勝家^{あてがい}知行宛行状」)

注① 朝倉家之拾七ヶ条…「朝倉孝景条々」の写本。原典とは表現が異なる部分がある。

② 近江国堅田の搦手口の合戦…1570年(元亀元)11月の朝倉軍と織田軍による合戦

③ 王見郷宮森村…現在の福井県坂井市坂井町大味

資料からの問い

問1 【資料1】の第四条から読み取れる朝倉氏の統治の考え方を説明しよう。

問2 【資料1】の第十五条を朝倉氏が定めたねらいを考えてみよう。

問3 【資料2】は、新開源七にとってどのような意味をもったのだろうか。

問4 【資料3】によると、新開一衛門尉が領有した200石はどのような手続きで確定したのか？

解答例

問1 ぜいたくや無駄を嫌い、実利や合理性を重んじている。

問2 家臣を城下町へ集住させることで、反乱の防止と城下町の発展、防衛力向上をねらった。

問3 軍功の証明書としての意味をもった。

問4 検地によって領有を確定したことがわかる。

※柴田勝家は、算出した石高を知行として自身の家臣へ給付した。こうした方法は、他の信長家臣にも影響を与えた先駆的な事例とされている。ただし、石高の算出自体は^{きしだし}指出（自己申告）によって行われており、のちの太閤検地のように土地の耕作者を確定することはしていなかった。

この資料から学んでほしいこと

- ・戦国大名は、分国法や感状等を通じて領民・家臣団を直接把握し、内政の安定化を目指したこと。一方でその家臣は領地を運営しながら時々の支配者と主従関係を結んだことを読み取らせたい。
- ・また、資料中の「検地」という用語に注目させて、柴田勝家の統治方法が他の信長家臣にも影響を与えた先駆的な事例であったことを理解させたい。

アーカイブズガイドはこちら！

【資料1】

[「朝倉孝景条々（朝倉家の家訓）」](#)

【資料2、3】

[「戦国武将から家臣への書状」](#)

さらに深める



資料2、3の宛名がどちらも新開氏であることから、新開氏は朝倉義景から柴田勝家（正確には織田信長）と、時代の変化に応じて主君を代えて仕えていたことがわかる。なお、新開氏の子孫は江戸時代になると代々片岡五郎兵衛を名乗り、^{ごうだに}合谷村（現・福井市合谷町）周辺の村々を統轄する大庄屋を務めたとされている。

教材2 「戦国時代の村はどのように安全を確保したか」

単元：戦国大名の登場／織豊政権（豊臣秀吉の全国統一）

キーワード：豊臣秀吉 戦国大名

【資料1】

禁制

越前国岩本村^①

一、当手軍勢甲乙人^②乱妨狼藉^{らんぼうろうぜき}の事。

一、放火の事。

一、還住百姓^{げんじゆう}^③に煩い^{わづら}をなす事。付けたり、小屋壊し取る事

右の条々、堅く停止せしめおわんぬ。もし違犯の輩^{ともがら}においては、速やかに厳科に処せらるべきものなり。よって下知すること^{くだん}件の如し。

天正十一年四月日 筑前守（羽柴秀吉）（花押）
（内田吉左衛門家文書「豊臣秀吉禁制状写」）

注① 岩本村…現在の福井県越前市岩本町

② 甲乙人…一般庶民

③ 還住百姓…村に戻ってきた百姓

【資料2】 天正11～12年の出来事（『福井県史』年表より作成）

賤ヶ岳の戦いで羽柴秀吉が柴田勝家を破る

↓ A

北庄城落城、柴田勝家自刃

↓ B

丹羽長秀が三国湊の振興策を実施

↓ C

丹羽長秀が越前国内の検地を実施

資料からの問い

問1 【資料1】は誰によって出されたのか？

問2 【資料1】はどのようなタイミングで出されたのか？【資料2】年表中A～Cのうち、最も適当なものを1つ選ぼう。

問3 【資料1】によると、どのような行為が禁止されたのか？

問4 【資料1】は誰を対象に、どのような目的で出されたのか？「安全」という語句を用いて説明しよう。

解答例

問1 羽柴秀吉（豊臣秀吉）

問2 A

※賤ヶ岳の戦いの後、羽柴軍が柴田勝家を追って越前に入る際に出された。

問3 一般庶民への略奪狼藉、放火、小屋の破壊などが禁止された。

問4 越前国岩本村の住人を対象に、戦乱時の村の安全を保障する目的で出された。

※大名側にとっても、暴力を背景に兵糧米^{ひょうろうまい}を確保するよりも、禁制を出して代価を得る方が戦費をまかなう上で合理的だったため、戦国期には全国各地で多くの禁制がみられるようになった（下記の「さらに深める」を参照）。

この資料から学んでほしいこと

- ・越前において秀吉が出した禁制を通して、戦国期の村や寺院における安全保障を考えさせたい。また禁制の発給は大名側にとってどのようなメリットがあったのかを考えさせたい。

アーカイブズガイドはこちら！

「豊臣秀吉の禁制」

さらに深める



敦賀市の「西福寺文書」（『福井県史』資料編8）によると、寺院や村が禁制発給の対象となるには、戦国大名への礼物（代価）が必要であったことがわかる。以下は1573年（天正元）、織田信長の家臣である木下祐久から西福寺に宛てられた書状である。

制札之事相調候、御礼被持、早々引渡し可申候、向後御用之儀可承候、恐々謹言、
木下助左衛門尉
(天正元年) 八月廿六日 (花押)
西福寺
人々御中

内容は「制札（禁制）が準備できたので、礼物を持ってくれば早々に引き渡す、今後御用があれば私が承ります」というものである。このことから、禁制の引き渡しには礼物（代価）が必要であったことが確認できる（参考：藤井讓治「越前に出された秀吉の禁制」『福井県文書館研究紀要 第14号』、2017年、福井県文書館）。

教材 3 「宗門改帳を読む」

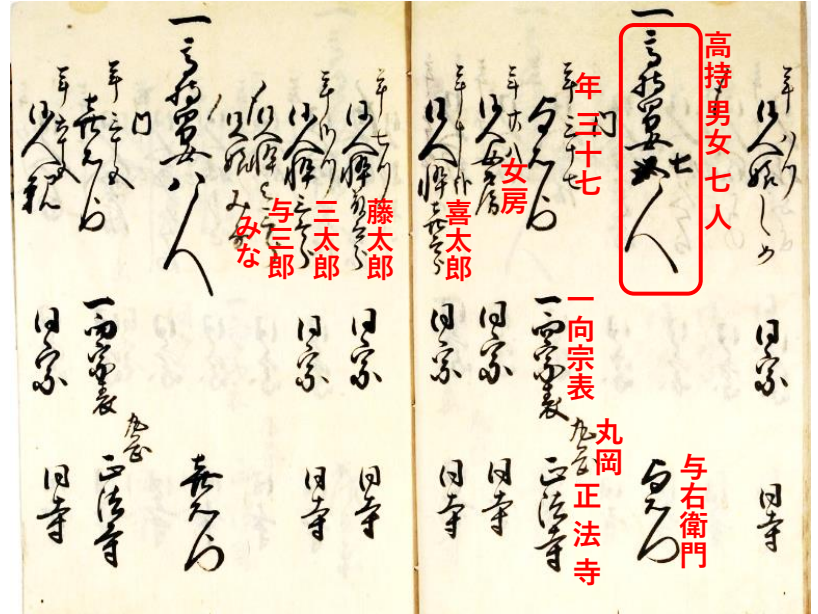
単元：幕藩体制の成立（禁教と寺社）

キーワード：宗門改帳

【資料1】宗門改帳（表紙）



【資料2】宗門改帳の内容（部分）



（いずれも勝見宗左衛門家文書「午年宗門御改帳（上留）」）

注 ①宝暦十三年…西暦 1762 年

②上合月村…現在の福井県永平寺町松岡上合月

資料からの問い

- 問1 【資料1】によると、この宗門改帳は誰が作成したのか？
- 問2 【資料2】によると、宗門改帳にはどのような情報が書かれているか？
- 問3 【資料2】右側の囲み部分（高持男女七人）について、
- (1) 「高持」とはどのような百姓のことを指すか？
 - (2) 資料原文を観察すると、元々は「五人」と書かれていた部分が「七人」に修正された形跡がある。このことから、どのようなことが推測できるだろうか？

解答例

問1 上合月村庄屋の安兵衛

問2 家ごとに宗派、檀那寺、戸主とその家族の名前、年齢が書かれている

※「与右衛門家」について書かれた部分を以下に示す。一向宗は浄土真宗のこと。

| 一 高持男女七人 | | 与右衛門 | |
|----------|-------------------------|------|---------------------------------|
| 年三十七 | 与右衛門 | 一向宗表 | 丸岡 正法寺 |
| 年二十八 | 同人女房 | 同宗 | 同寺 |
| 年十二 | 同人 ^{せがれ} 悴*喜太郎 | 同宗 | 同寺 *「悴」は「 ^{せがれ} 悴」の誤用か |
| 年七ツ | 同人悴藤太郎 | 同宗 | 同寺 |
| 年二ツ | 同人悴三太郎 | 同宗 | 同寺 |
| | 同人悴与三郎 | | |
| | 同人娘みな | | |

問3 (1) 田畑（土地）を所有する百姓のこと。

(2) 与右衛門家を当初5人家族として記入したが、後に7人家族に修正した。

※悴（^{せがれ}悴、息子）の「与三郎」と娘の「みな」には年齢や檀那寺が記載されていないことから、この2人は宗門改帳を作成した当初は生まれておらず、後から追記したのではないかと考えられる。

この資料から学んでほしいこと

- ・宗門改帳に書かれた内容を読み取らせたい。また、宗門改帳は現在の戸籍のような役割を果たしていたことを理解させたい。

アーカイブズガイドはこちら！

[「宗門改帳（江戸時代の戸籍）」](#)

さらに深める



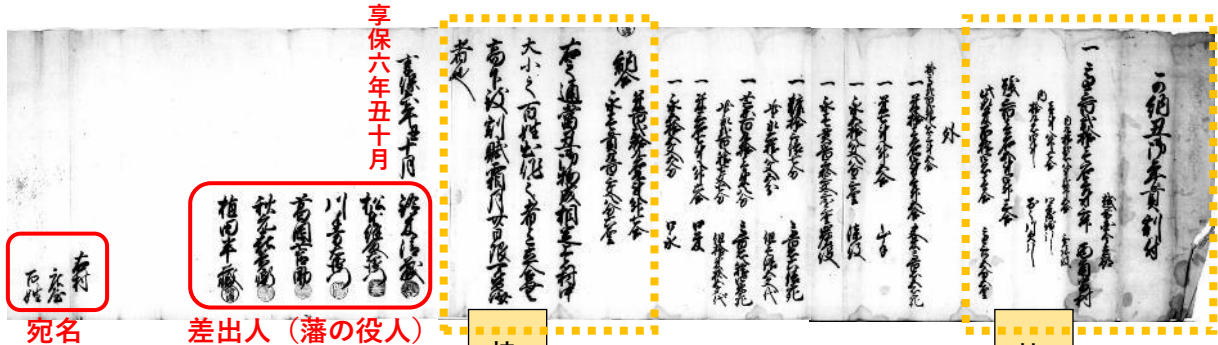
江戸時代の宗門改帳は戸籍としての役割を果たしており、村民の異動があった際には庄屋がその都度情報を修正する必要があった。例えば結婚や奉公などで村を離れる時には寺請証文を発行してもらい、移転先で新たな宗門改帳へ登録し直すことになる。こうした手続きをせずに勝手に移動（逃散や逃亡など）をすると、宗門改帳の記載から漏れて「無宿」扱いになり、居住の制約を受けるなどの不利益を被ることになった。

教材4 「年貢割付状を読む」

単元：幕藩体制の構造（村と百姓）

キーワード：村請制 年貢

【資料】

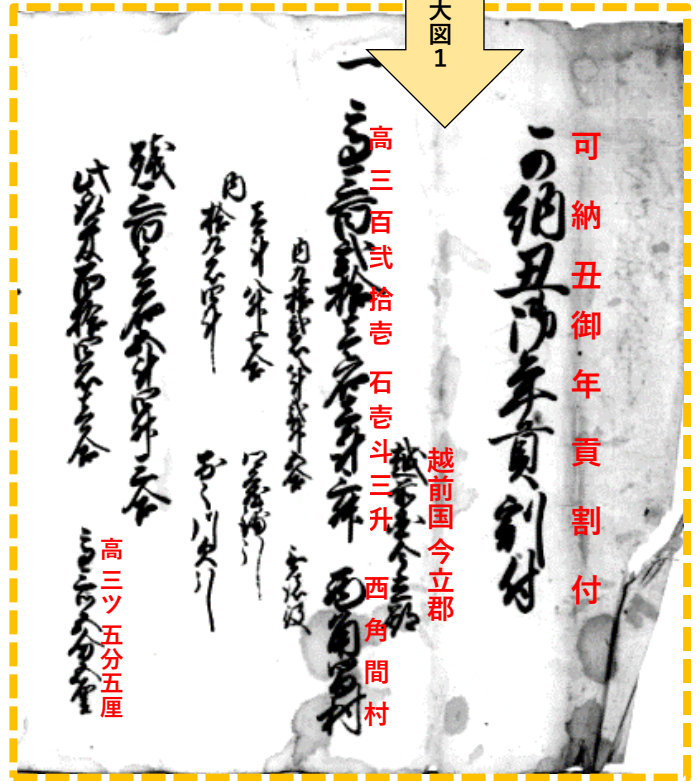
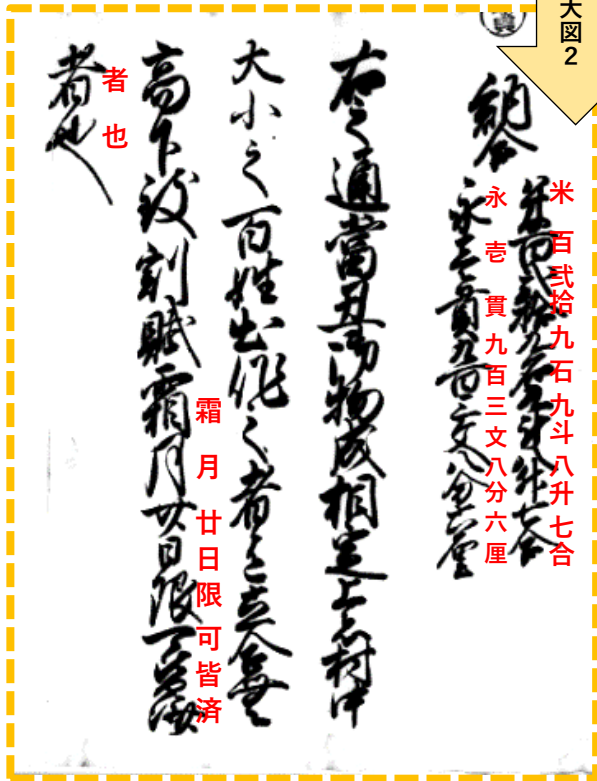


宛名

差出人（藩の役人）

拡大図2

拡大図1



(飯田忠光家文書「可納丑御年貢割付」)

資料からの問い

- 問1 【資料】は1721年（享保6）の年貢納入に関する文書である。これによると、年貢は誰（どこ）から誰（どこ）に対して納入されたのか？「拡大図1」を読み取って考えよう。
- 問2 「拡大図1」の「高三百貳拾壺石壺斗三升」とは何を表しているか？
- 問3 この年の年貢率は何%か？「拡大図1」を読み取って考えよう。
- 問4 年貢は米以外に、何で納めていたのか？「拡大図2」を読み取って考えよう。
- 問5 この村が年貢を納める期限はいつ（何月何日）か？「拡大図2」を読み取って考えよう。

解答例

- 問1 (越前国今立郡) 西角間村から、藩 (の役人) に対して納入された
※江戸時代、幕府や藩は村を単位に税を課し、村の百姓の連帯責任で年貢の納入を請け負わせる村請制をとっていた。そのため年貢割付状には個人の納入額は記されず、村が納める年貢の総額が記された。なお、西角間村は鯖江藩領であった。
- 問2 西角間村の村高を示している。
※「高三百貳拾壺石壺斗三升」は321石1斗3升。1石=10斗、1斗=10升。
- 問3 35.5%。
※「**拡大図1**」に「三ツ三分五厘」と書かれており、これは三割三分五厘のこと。
- 問4 米以外に銭でも納めていた。
※「**拡大図2**」に「米百貳拾九石九斗八升七合」「永壺貫九百三文八分六厘」とある。「永」は銭のことを指す。「貫」や「文」という単位から銭を想起させたい。
- 問5 11月20日
※「**拡大図2**」には「霜月廿日限可皆済者也」とある。「廿」は二十のこと。

この資料から学んでほしいこと

- ・年貢に関する資料を通して、江戸時代の年貢徴収のしくみや農村の自治を理解させたい。

アーカイブズガイドはこちら！

[「年貢割付状（江戸時代の納税通知書）」](#)

さらに深める



江戸時代の年貢に関する研究については、自治体史等でその概略は説明されているが、具体的にはわかっていない部分が多い。例えば年貢米を誰が運んだのか、村からどのように運んだのかなど、まだまだ解明されていない部分が多く、研究の余地がある。

教材5 「江戸時代のパスポート」

単元：幕藩社会の構造（村と百姓）／化政文化（民主文化の成熟）

キーワード：往来手形 寺請制度 寺社参詣

【資料】

一 寺請一札之事

越前丹生郡南菅生浦^{みなみすがうら}①

三左衛門妻

右の者代々浄土真宗高田流にて拙寺^{だんま}旦那に紛れ御座なく御座候。此度信州善光寺へ参詣のためまかり出て、これより諸国御関所相違なく御通し下さるべく候。万一何方^{いづかた}にて病死致し候はば、其所の御作法に御取隠し^{くだん}②下さるべく候。国元へ御通達に及ばず申し候、後日のため寺請一札^{くだん}の如し。

安政四巳七月日 同国坂井郡 黒目村称名寺（印）

諸国御関所 宿々村々御役人中

（松田三左衛門家文書「寺請一札之事（南菅生浦三左衛門妻、善光寺参詣）」）

注 ①南菅生浦…現在の福井県福井市南菅生町

②御取隠し…ここでは死者を葬ること

資料からの問い

- 問1 【資料】中の「三左衛門妻」の宗派は何か？
- 問2 この人物はどこに旅行しようとしているのか？
- 問3 旅行者が旅先で亡くなった場合について、どのように書かれているか？
- 問4 この資料の表題は「寺請一札之事」と書かれているが、旅行することと寺がなぜ関係あるのだろうか？

解答例

問1 浄土真宗高田派

問2 信州善光寺

問3 「旅先で亡くなった時はその地の作法で葬ってもらうこと」「その場合は国元へ連絡をしなくてもよいこと」が書かれている。

※亡くなった後のことまで書かれているのは、当時の旅は長旅であり、旅行者が旅先で死ぬことも少なくなかったからである。

問4 檀那寺^{だんなでら}が発行する寺請証文（この場合は【資料】のような往来手形）が旅行の際の身分証明の役割を果たしたため。

※当時の人々はいずれかの檀那寺に登録されており、檀那寺は、人々の結婚や転居、旅行などの際に寺請証文を発行した。

この資料から学んでほしいこと

- ・江戸時代にはお蔭参りの流行など、寺社参詣が庶民のあこがれであった。しかし、旅に出るには許可が必要であり、旅行者が道中で死ぬことも珍しくなかったことを理解させたい。
- ・当時の旅行の際には檀那寺が発行する寺請証文（往来手形）が必要であったこと。また手形には旅行者の氏名・居住地・檀那寺のほか、旅の目的などが記され、身分証明書（現在でいうところのパスポート）として利用されたことを理解させたい。

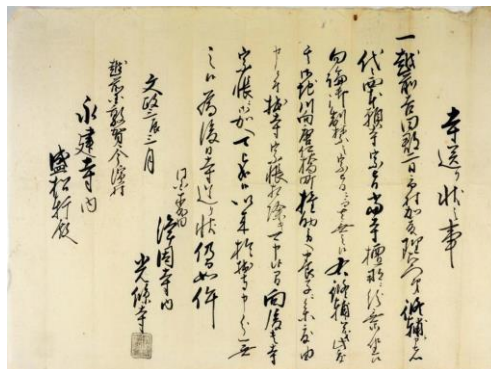
アーカイブズガイドはこちら！

[「往来手形（江戸時代のパスポート）」](#)

さらに深める



檀那寺が発給した寺請証文の例としては、「往来手形」以外にも、引越しの際に発行した「寺送り状」とよばれるものがある。これは当人が住んでいた地域の寺から移動する地域の寺へ、当人の情報を送るために発行されたものである。現在でいうところの「移動証明」の事務であるが、江戸時代には寺院がその権限をもっていたことに特色がある。詳しくは[アーカイブズガイド「寺送り状（江戸時代の移動証明書）」](#)で紹介している。



加藤竹雄家文書「寺送り状之事（加藤理右衛門弟敦賀へ養子に参るニ付）」

教材6 「江戸時代の国絵図と宿駅」



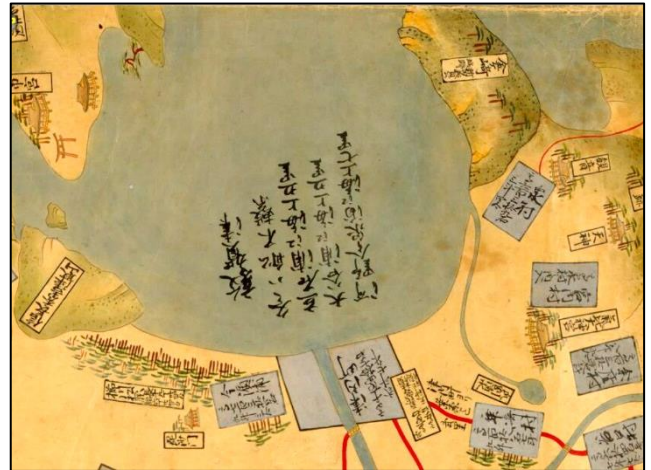
単元：経済の発展（交通の整備と発達）

キーワード：近世の交通 宿駅 国絵図 越前国

【資料1】



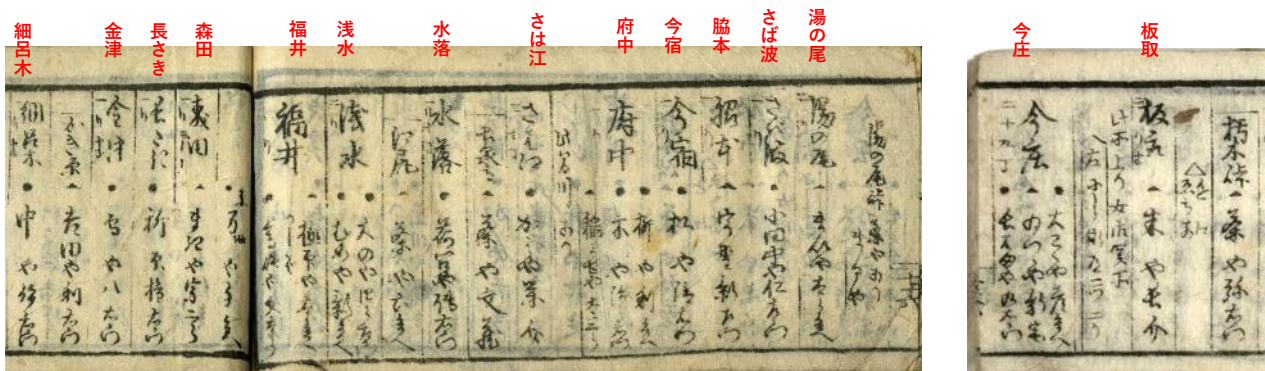
【資料2】



(いずれも松平文庫「越前国之図」)

[デジタルアーカイブ福井へ](#)

【資料3】



(野尻喜平治家文書「大日本細見道中記」)

◆ 「デジタルアーカイブ福井へ」をクリックし、「越前国之図」のデジタル画像を閲覧しよう。

資料からの問い

- 問1 【資料1】 【資料2】 で示された場所や、自分の住んでいる地域を探してみよう。
- 問2 【資料3】 に書かれている宿駅の名称について、気づいたことを挙げよう。また「越前国之図」から上記の宿駅を探し、その立地について気付いたことを挙げよう。
- 問3 上記の宿駅のうち「今庄宿」は、2021年（令和3）に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。[「南越前町今庄観光協会」のWebサイト](#)で調べてみよう。またそれ以外の宿駅についても、その跡がどのように保存されているか調べてみよう。

解答例

問1 省略

※【資料1】は福井城下周辺、【資料2】は敦賀港周辺を示している。

問2 宿駅は地名として現在も残っており、鉄道の駅名として使用されているものもある。また、主要な街道（北陸道）沿いに立地していることがわかる。

※「細呂木」「森田」「福井」「さは江（鯖江）」「湯の尾（湯尾）」「今庄」は、現在も「ハピラインふくい」の駅名として使用されている（令和6年3月現在）。

問3 省略

※他に県内で重要伝統的建造物群保存地区に選定されているのは「小浜西組」（近世の商家・茶屋町〔小浜市〕）と「熊川宿」（旧鯖街道の宿駅〔若狭町〕）の2か所（2024年3月現在）。

この資料から学んでほしいこと

- ・江戸時代の越前の国地図を通して、自分たちの住んでいる地域の過去とのつながりを意識させたい。
- ・宿駅の名称が現在でも地名・駅名として残っていることや、歴史的な街並みが現在まで受け継がれてきたことを感じさせたい。

アーカイブズガイドはこちら！

【資料1、2】

[「越前の国絵図」](#)

【資料3】

[「江戸時代の旅行案内（福井の宿駅）」](#)

さらに深める



本教材では「宿駅」に焦点を当てた問いを扱ったが、他にも国絵図には「村高」「川や橋」「藩領」「史跡」など、注目できるポイントがいくつもある。

なお、若狭の国絵図については、[アーカイブズガイド「若狭・敦賀の絵図」](#)で紹介している。



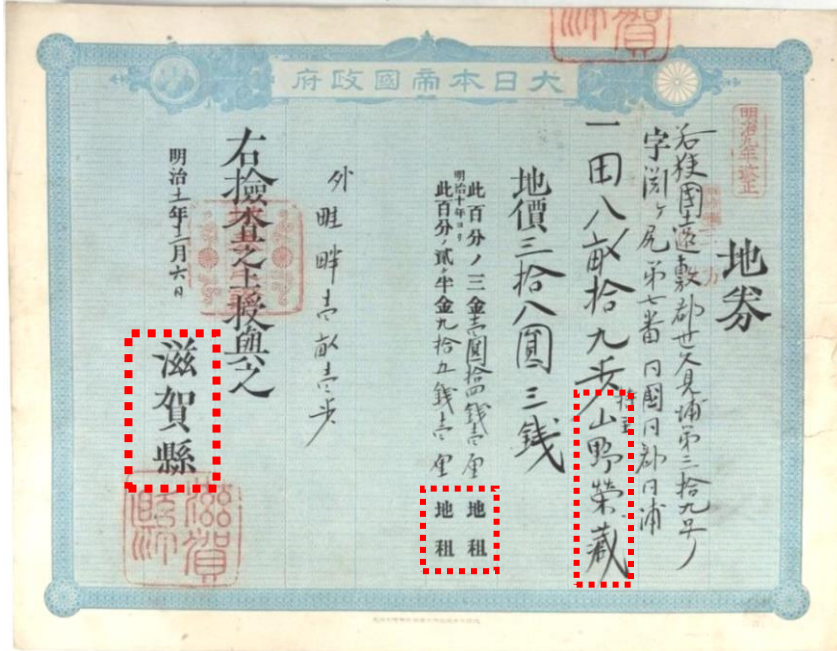
酒井家文庫「若狭敦賀の絵図」（右図は宿場町として栄えた熊川の部分）

教材7 「地券から歴史を探る」

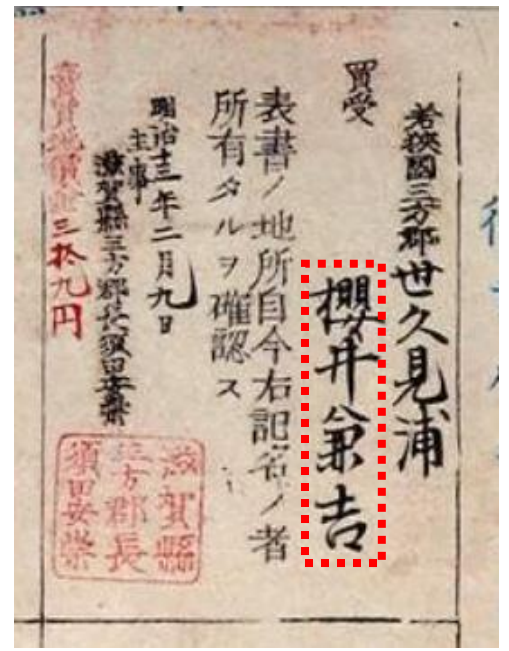
単元：明治維新と富国強兵（地租改正）

キーワード：地租改正 地券 地主 福井県の成立

【資料1】（地券 表面）



【資料2】（地券裏面、部分）



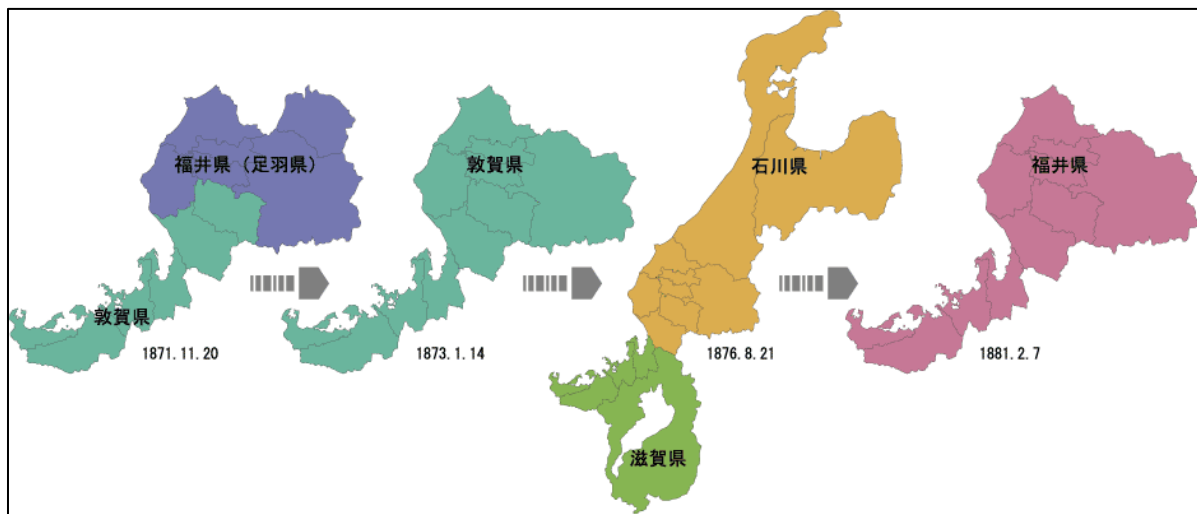
（いずれも桜井市兵衛家文書「地券（田）」）

資料からの問い

- 問1 【資料1】をみて、地券に書かれた情報（所在地・土地の種類・面積・持主・地価・発行年代）を読み取ろう。なお、所在地は村名（浦名）まででよい。
- 問2 なぜ「地租」が2つ書かれているのか？
- 問3 なぜ発行元が「滋賀県」となっているのか？
- 問4 この地券は桜井家に伝わったものである。しかし【資料1】によると持主は「山野栄蔵」となっている。これはどういうことだろうか？【資料2】を参考に考えてみよう。

解答例

- 問1 所在地…若狭国遠敷郡（三方郡）世久見浦、土地の種類…田、面積…89歩
持ち主…山野栄蔵、地価…38円3銭、発行年…明治11年12月6日
- 問2 最初、地租は地価の3%と定められたが、1877年（明治10）に2.5%に引き下げられたため。
※「此百分ノ三 金壹円拾四銭壹厘 地租」「明治十年ヨリ此百分ノ貳ヶ半 金九拾五銭壹厘 地租」と書かれている部分に注目させたい。
- 問3 この地券が発行された1878年（明治11）は、嶺南は滋賀県の県域であったため。
※なお、嶺北は石川県の県域であり、福井県はこのときは存在していなかった。福井県置県は1881年（明治14）2月7日のこと（下図参照）。
- 問4 地券の裏面（【資料2】）によると、1880年（明治13）、桜井兼吉が土地を買取ったことがわかる。すなわち、山野栄蔵から桜井兼吉へ土地所有権の移転が行われていた。



（『[図説福井県史](#)』より）

この資料から学んでほしいこと

- ・身近な「地券」という地域資料を通して、歴史研究の奥深さを感じさせたい。
- ・地券の裏面の読み取りによって、土地所有権の移転が行われていたことを理解させたい。また地租改正によって農民的土地所有、地主的土地所有という資本主義社会の基礎が形成されたことを理解させたい。

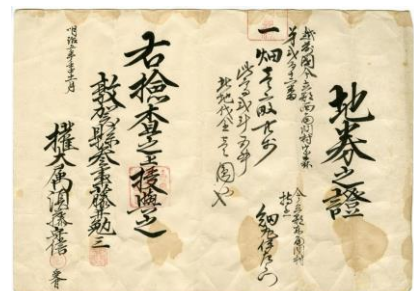
アーカイブズガイドはこちら！

[「地券②（改正地券）」](#)

さらに深める



本資料の地券は、1873年（明治6）の「地租改正条例」以後に発行されたいわゆる「改正地券」である。実はそれ以前に、地租改正の準備段階で発行された「壬申地券」とよばれるものがある（右図）。詳しくはアーカイブズガイド「[地券①（壬申地券）](#)」で紹介している。



飯田忠光家文書「地券之証」

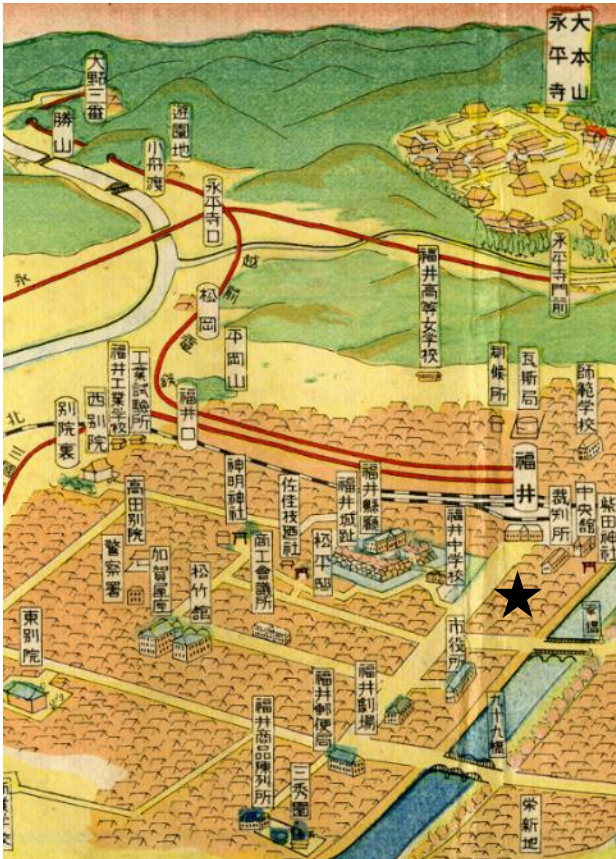
教材 8 「昭和初期のふくいの観光マップ」



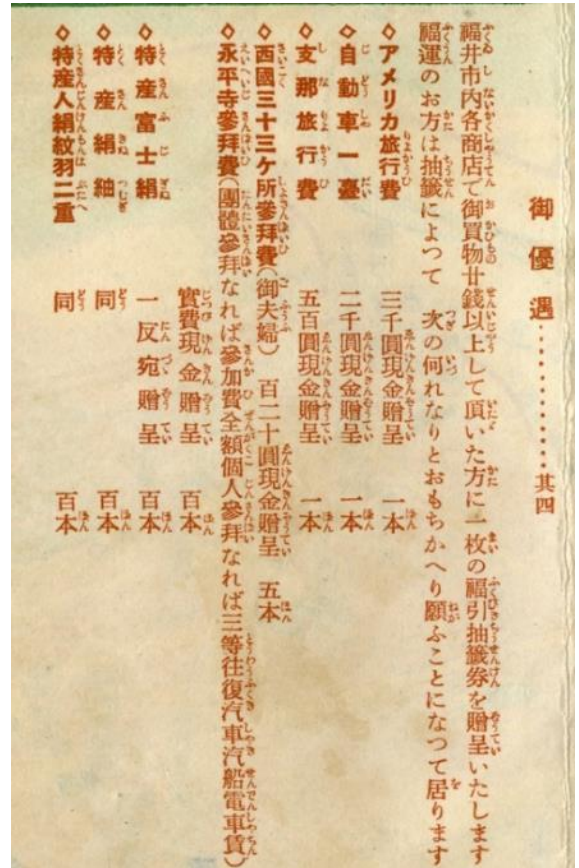
単元：市民生活の変容と大衆文化（都市化の進展と市民生活）

キーワード：市民生活 大衆文化

【資料1】1930年（昭和5）頃の福井市絵図



【資料2】昭和初期の福引景品



（いずれも橋本伝右衛門家文書「永平寺大遠忌参拝団各位御優待」）

[デジタルアーカイブ福井へ](#)

◆「デジタルアーカイブ福井へ」をクリックして「永平寺大遠忌参拝団各位御優待」のデジタル画像を閲覧しよう。

資料からの問い

- 問1 【資料1】の部分には、劇場・映画館が4つ描かれている。探してみよう。
- 問2 【資料1】以外の部分も閲覧し、当時の鉄道について現在とのちがいを挙げてみよう。
- 問3 【資料2】について、福井ならではの特徴は何か。気づいたことを挙げよう。

解答例

問1 加賀屋座、松竹館、福井劇場、中央館

※大正～昭和初期にかけて福井県内では映画館開業ラッシュで、1927年（昭和2）時点では県内で18館もあった。絵図に描かれた4つの映画館のうち、「加賀屋座」は元々寄席として明治時代に開業、ほか3つは常設の映画館として大正時代に開業した。当時の一般的な映画館が畳敷きであったのに対して、「福井劇場」はイス式の近代的な映画館であった。なお、絵図には描かれていないが、1928年（昭和3）に「福井松竹座」が開業（【資料1】の★付近、現在のテアトルサンクの前身）。1931年（昭和6）11月には日本映画初の本格的トーキー（音声つき映画）である『マダムと女房』が上映された。

問2 現在よりも鉄道の数が多い、現在は廃線となっている路線がある、など。

※廃線路線の例：金津～永平寺門前、本丸岡～丸岡、鯖江～織田、武生～戸ノ口

問3 景品の1つに「永平寺参拝費」がある。また、「富士絹」や「絹紬」「人絹紋羽二重」など、当時福井で盛んに生産された絹織物（人絹織物）が景品となっている。

※1932年（昭和7）4月、世界最初の人絹専門の取引所として福井人絹取引所が設立された。

この資料から学んでほしいこと

- ・昭和初期の福井市周辺部の様子をイメージさせたい。大衆文化の普及や鉄道網の発達、都市化の進展が福井においてもみられたことを資料から読み取らせたい。

アーカイブズガイドはこちら！

【資料1、2】

[「昭和初期の福井市鳥瞰図（永平寺参拝団向けの優待）」](#)

さらに深める



1928年（昭和3）に、福井県内初の百貨店として「だるま屋百貨店」（【資料1】の★付近、現在の西武福井店）が開業した。3年後の1931年（昭和6）1月には別館「コドモの国」が開館し、その専属として発足した歌劇団が「だるま屋少女歌劇」である。これらに関する資料は[アーカイブズガイド「だるま屋少女歌劇関連資料」](#)で紹介している。



高田富文書「だるま屋少女歌劇 夢如花会 No.1」



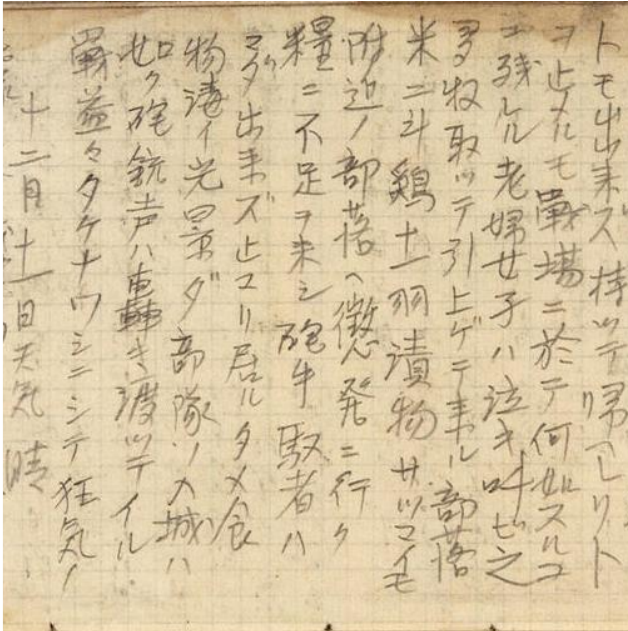
福井県文書館文書「（だるま屋少女歌劇絵はがき）」

教材9 「日中戦争従軍兵の日記」

単元：第二次世界大戦（日中戦争）

キーワード：日中戦争

【資料1】 ※1937年（昭和12）に書かれた日記の一部。原文は左から右に記述されている



十二月十一日 天気晴
戦益々たけなわにして、狂気の如く砲銃声は轟き渡っている。物凄い光景だ。部隊の入城はまだ出来ず止まり居るため食糧に不足を来し砲手・馭者は附近の部落へ徴（徴）発に行く。米二斗・鶏十一羽・漬物・サツマイモ多数取って引上げて来る。部落に残れる老婦女子は泣き叫び之を止めるも、戦場に於て何処（如何）することも出来ず、持って帰へれりと。

（滝本嘉博家文書「山砲兵分隊長滝本孝之陣中日記」）

【資料2】 日中戦争関係年表

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1937年 7月7日 | 盧溝橋事件 |
| 8月13日 | 第二次上海事変、日中戦争が本格化。 |
| 9月23日 | 中国国民党と中国共産党による第二次国共合作が成立。 |
| 11月20日 | 国民政府、南京から重慶への遷都を通告。 |
| 12月13日 | 日本軍、南京を占領。蒋介石政権、降伏せず。 |

資料からの問い

- 問1 【資料1】の傍線部について、この部隊はどこに入城しようとしているか？【資料2】を参考に考えよう。
- 問2 この部隊はどのように食糧を確保したのか？【資料1】を読み取ろう。

解答例

問1 南京。【資料1】は南京攻略直前の1937年（昭和12）12月11日の記述。

問2 近隣の集落から米・鶏・漬物・サツマイモを徴発した。

この資料から学んでほしいこと

- ・この日記の作者滝本孝之たきもとたかゆき氏は大野市出身で、日中戦争に召集されたのち、1937年（昭和12）9月12日から翌1938年（昭和13）11月19日にかけて戦場の状況やできごとを書き記した。日記から、現地の状況や兵士の気持ちを読み取らせ、日中戦争について多面的に考察する際の一資料として活用したい。

アーカイブズガイドはこちら！

[「日中戦争従軍兵の日記」](#)

さらに深める



この日記は増田公輔『山砲兵分隊長滝本孝之陣中日記』として活字化されており、福井県立図書館で閲覧・貸出可能。書誌情報は[こちら](#)

教材 10 「戦時国債からみる国民経済」

単元： 占領と改革（生活の混乱と大衆運動の高揚）

キーワード： 戦時国債 金融緊急措置令 ハイパーインフレ

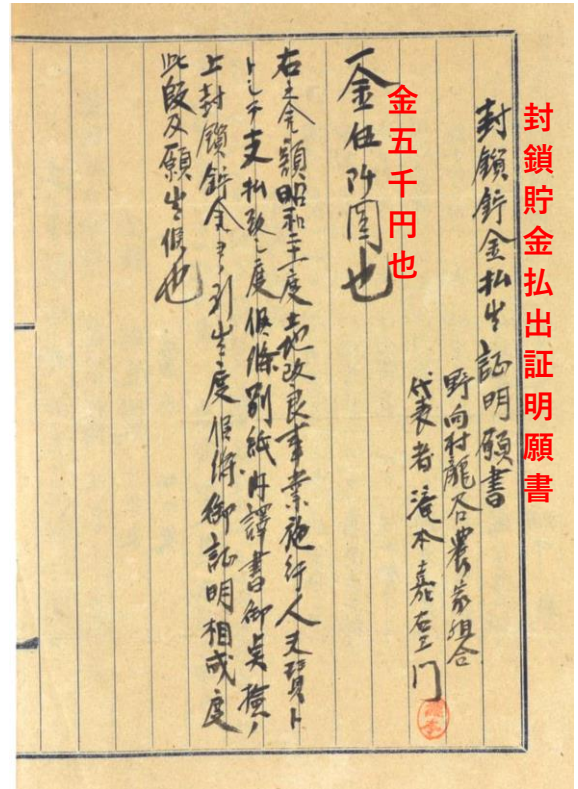
【資料1】



一此ノ債券ハ金五
圓ニテ賣出シ債
還ノ際金七圓五
拾錢ヲ支拂フモ
ノナリ

(吉川充雄家文書「割増金附戦時貯蓄債券」)

【資料2】



(滝本嘉博家文書「封鎖貯金払出証明願書」)

【資料3】 戦後の生活の混乱 (『福井県史』通史編6より作成)

福井市の日ノ出公設市場跡には150店あまりの露店商が立ち並ぶヤミ市ができ、最高協定価格の4倍から10倍の鮮魚が飛ぶように売れたという。(中略)

政府は、1946年2月17日に「金融緊急措置令」「日本銀行券預入令」を、3月3日には「物価統制令」を公布、同時に「三・三物価体系」とよばれる新物価水準を設定した。新円切替え・預金封鎖を中心とする金融措置と、個別物資の価格再統制が行われたのである。

資料からの問い

- 問1 【資料1】はいつ、どのような目的で発行されたのか？また、デザインをみて気づいたことを挙げよう。
- 問2 【資料1】に書かれた利率(点線囲み部分)はどれくらい(何%)か？
- 問3 【資料1】の価値は、戦後どうなったと推測されるか？【資料3】を参考に考えよう。
- 問4 【資料2】は預金を払い戻す際に必要な資料である。なぜこのような資料が必要だったのか？【資料3】を参考に考えよう。

解答例

- 問1 1942年（昭和17）、軍事費調達のために発行した。デザインは日章旗や戦闘機、戦艦、戦車が描かれており、戦争の影響が感じられる。
- 問2 【資料1】の拡大図によると、売出しの金額5円に対して償還時の金額7円50銭となっているので、利率は50%。
※現在の預金や国債の利率と比較すると非常に高く設定されていることがわかる。
- 問3 終戦直後の猛烈なインフレーション（物価上昇）により貨幣の価値が下がり、債券価値も下落した。
- 問4 1946年（昭和21）に金融緊急措置令が公布され、預金が封鎖されたため。
※「封鎖貯金」という文字に注目。農業組合の代表者滝本嘉右衛門が、土地改良事業の人夫代金の支払いを目的に5千円の払い出しを要求している。

この資料から学んでほしいこと

- ・戦争に国民経済の全てを注ぎ込んでいたことや、ハイパーインフレの実態を学ばせたい。

アーカイブズガイドはこちら！

【資料1】

[「戦時中の貯金通帳と公債」](#)

【資料2】

[「封鎖預金の払い出し」](#)

さらに深める



関連する資料として、戦時中に発行された衣料切符と物資購入手帳がある。切り取られた跡もあり、実際に使用されていたことがわかる。詳しくは[アーカイブズガイド「衣料切符と物資購入手帳」](#)で紹介している。



橋本伝右衛門家文書「衣料切符(乙)」(部分)

ふくいのアーカイブズを活用した教材集
令和6年3月22日公開
問合せ先：福井県文書館 学校連携担当
E-mail：bunshokan@pref.fukui.lg.jp